

第 1 4 号議案

府中市学校給食費の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 2 1 日

提出者 教育長 酒 井 泰

府中市学校給食費の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則

府中市学校給食費の徴収に関する条例施行規則（平成30年3月教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第4条の表を次のように改める。

区分		月額
小学校	第1学年及び第2学年	4,300円
	第3学年及び第4学年	4,500円
	第5学年及び第6学年	4,700円
中学校	全学年	5,200円

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

府中市学校給食費の徴収に関する条例施行規則新旧対照（抜粋）

（_____は、改正部分）

新

旧

（学校給食費の額）

第4条 省 略

区分		月額
小学校	第1学年及び第2学年	4,300円
	第3学年及び第4学年	4,500円
	第5学年及び第6学年	4,700円
中学校	全学年	5,200円

2～3 省 略

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（学校給食費の額）

第4条 省 略

区分		月額
小学校	第1学年及び第2学年	3,600円
	第3学年及び第4学年	3,800円
	第5学年及び第6学年	4,000円
中学校	全学年	4,400円

2～3 省 略